

## 新潟県家庭用地中熱設備導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、家庭用地中熱設備の普及促進及び県内関連産業の振興を図るため、地中熱利用設備を住宅に導入した者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「地中熱設備」とは、地中熱を熱源として、その熱を空調、融雪、給湯等のエネルギーとして利用する設備をいう。
- (2) 「個人」とは、新潟県に住所を有する個人又は個人事業主をいう。

### (交付基準等)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、個人が新潟県内において自ら居住又は居住する予定の建物（集合住宅、店舗及び事務所等との兼用を含む。）に行う地中熱設備の導入とする。

- 2 補助の対象となる設備、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。ただし、新潟県の他の補助金との併用はできないものとする。

### (交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更（第9条に定める軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象者が次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - エ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) この補助金により取得した設備等を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した地中熱設備は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意を

もって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

#### (交付申請書等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書を県が指定する日までに知事に提出しなければならない。

2 申請は、次に掲げる申請要件を満たしているものでなければならない。

(1) 次に掲げる要件全てに該当する地中熱設備の導入であること。

ア 県内の一般住宅（集合住宅、店舗及び事務所等との兼用を含む。）に新たに設置するものであること。

イ 補助対象となる機器は、全て新規製品であること。

ウ 地中熱設備の導入にかかる経費（以下「補助対象経費」という。）について、別表2のとおりであること。

エ 集合住宅の共有部分に地中熱設備を設置する場合は、補助対象者を除く全ての所有者から当該設置に係る承諾が得られたものであること。

(2) 当該補助金による地中熱設備の設置が、交付を申請する日が属する会計年度の3月31日までに完了すること。

3 交付の決定前に設備設置工事の着工を行う場合は、交付申請書に別記第2号様式による交付決定前事業着手届を添付のうえ、知事に提出しなければならない。

#### (交付の決定及び取消)

第6条 知事は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行う。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた者が第4条第4号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### (申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に県に取下げの申請をしなければならない。

#### (変更の承認等)

第8条 第6条による交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（次条に定める軽微な変更を除く。）。
- (2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

#### **（軽微な変更の範囲）**

第9条 第4条第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとし、実績報告の際に変更を報告することとする。

- (1) 同一社内における手続代行者の変更
- (2) 総事業費の20パーセントを超えない増減。ただし、県内事業者に係る発注等を行うものの割合が1/2未満にならないものに限る。

#### **（事業の中止の承認申請）**

第10条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### **（遅延等の報告）**

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第5号様式による遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### **（状況報告及び調査）**

第12条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

#### **（実績報告）**

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（地中熱設備の工事完了及び補助対象経費の支払完了をもって補助事業の完了とする。）は、完了の日から起算して30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

#### **（補助金の額の確定等）**

第14条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### **（補助金の支払）**

第 15 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅延なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

**(取得財産等の管理)**

第 16 条 補助事業者は、取得財産等について、次条第 2 項に規定する処分制限期間内にあるものについては、別記第 7 号様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、本表の写しを第 13 条で定める実績報告書に添えて提出しなければならない。

**(取得財産の処分の制限)**

第 17 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得した地中熱設備に係る機器とする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、別表 3 のとおりとする。

3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 8 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

**(届出事項)**

第 18 条 補助事業者は、設備設置後 1 年間まで、住所又は氏名を変更したときは、速やかに別記第 9 号様式による住所等変更届を知事に提出しなければならない。

**(モニター報告)**

第 19 条 補助事業者は、別記第 10 号様式によるモニター状況報告を地中熱設備設置後 1 年間、3 か月毎に知事に提出しなければならない。

**(その他必要な事項)**

第 20 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、県が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 30 年 4 月 13 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) 補助の対象となる設備、補助率及び補助上限額

補助対象設備	補助率	補助上限額
地中熱設備	補助対象経費の 1 / 3 以内 (千円未満の額は切り捨て)	50 万円

別表 2 (第 5 条第 1 号関係) 対象要件

補助対象経費 (A)	補助対象経費のうち 県が定める経費	県内事業者が発注等を行うもの (B)	対象事業要件
設備費	①ヒートポンプ、②室内機、 ③ ①～②に関する附帯設備	新潟県に事務所又は事業所を有する法人が生産する製品であり、新潟県に事務所又は事業所を有する法人又は個人の事業者が発注するものであること。	B / A が 1 / 2 以上 であること。
工事費	設備費以外の設置工事・掘削 工事等一式	新潟県に事務所又は事業所を有する法人又は個人の事業者が工事を発注するものであること。	

別表 3 (第 17 条関係) 財産の処分の制限

地中熱設備に係る機器	年 数
地中熱ヒートポンプ	6 年
室内機	6 年
熱交換器	15 年
地中熱ヒートパイプ	15 年

取得価額 50 万円以上のもの